

平成24年（ワ）第6690号 執行判決請求事件

直送済

原告 夏 淑 琴

被告 株式会社展転社他1名

証拠説明書

平成25年12月17日

東京地方裁判所民事第25部乙1A係 御 中

被告ら訴訟代理人

弁 護 士 高 池 勝 彦

弁 護 士 荒 木 田 修

弁 護 士 尾 崎 幸 廣

弁 護 士 勝 俣 幸 洋

弁 護 士 田 中 禎 人

弁 護 士 山 口 達 視

弁 護 士 辻 美 紀

乙第1号証の1 法學論叢第161卷第2号 写
「外国判決承認・執行の要件としての裁判官の独立（一）」

作成者 京都大學法學會 著者 森川伸吾

作成年月日 平成19年5月

立証趣旨 中華人民共和国の裁判所は、民訴法118条にいう「外国の裁判所」にはあ
たらないこと。中華人民共和国においては、司法権の独立（裁判官の独立）は
認められていないこと。

乙第1号証の2 法學論叢第161卷第3号 写
「外国判決承認・執行の要件としての裁判官の独立（二）」

作成者 京都大學法學會 著者 森川伸吾

作成年月日 平成19年6月

立証趣旨 乙第1号証の1に同じ

乙第1号証の3 法學論叢第161卷第5号 写
「外国判決承認・執行の要件としての裁判官の独立（三）」

作成者 京都大學法學會 著者 森川伸吾

作成年月日 平成19年8月

立証趣旨 乙第1号証の1に同じ

乙最1号証の4 法學論叢第161卷第6号 写
「外国判決承認・執行の要件としての裁判官の独立（四）・完」

作成者 京都大學法學會 著者 森川伸吾

作成年月日 平成19年9月

立証趣旨 乙第1号証の1に同じ

乙第2号証（訳文添付） 『中国憲法精釈』（中国民主法制出版社） 写

作成者 中国民主法制出版社 編著者 全国人民代表大会常務委員会弁
公庁研究室政治グループ

作成年月日 平成8年（1996年）5月

立証趣旨 中華人民共和国においては、司法権の独立（裁判官の独立）は認め
られていないこと。

乙第3号証 南京大屠殺大疑問

原本

作成者 新華出版社

作成年月日 平成13年(2001年)2月

立証趣旨 原告が受けたと主張する精神的損害は、中華人民共和国の国营出版社による海賊版によるものであること。中華人民共和国の国内において広く販売されていたこと。

乙第4号証 条解 民事訴訟法(第2版)

写

作成者 弘文堂 編者 兼子一 新堂幸司 松浦馨 竹下守夫 高橋宏志 加藤新太郎 上原敏夫 高田裕成

該当部分の執筆は竹下守夫

作成年月日 平成23年4月15日

立証趣旨 民訴法118条3号の「訴訟手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと」(手続的公序)には、「裁判官の独立性の制度的保障」が含まれること。

乙第5号証 日中の判決はなぜ相互に執行できないか

写

～大連中院決定と大阪高裁判決の背後に潜むもの～

中国法令2004年2月号

作成者 栗津光世

作成年月日 平成6年(2004年)2月

立証趣旨 中華人民共和国と我が国との間には相互の保障がないこと。

乙第6号証 注解 民事執行法(1)

写

作成者 第一法規出版株式会社 編者 鈴木忠一 三ヶ月章

作成年月日 昭和59年9月15日

立証趣旨 中華人民共和国と我が国との間には相互の保障がないこと。